

第六十五号議案

江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区営本一色町第二アパート 江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート 江戸川区営中葛西四丁目アパート	渋谷区神宮前五丁目五三番六七号	東京都住宅供給公社 理事長 幸田 昭一	平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。